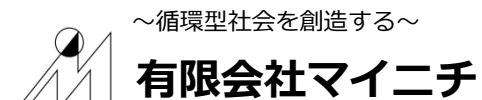


■ ■ 事業許可範囲一覧表 ■ ■



《一般廃棄物収集運搬業》

許可地区	事業の区分	許可期間		許可番号
豊川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物 (食品循環資源を含む) ・ 家庭系一般廃棄物 (引越し等に伴う一時多量ごみ) ・ 動物の死体 ・ 特定家庭用機器一般廃棄物 ・ 小型家電リサイクル対象品目 	令和2年4月1日から	令和4年3月31日まで	1 豊清指令第84号

≪産業廃棄物・収集運搬業≫

許可地区	事業の範囲	許 可 期 間		許可番号
愛知県	<p>燃え殻、汚泥、木くず▲、 金属くず*▲、廃油、廃酸、 廃アルカリ、 廃プラスチック類*△▲、 ゴムくず、ガラスくず・コンクリ ートくず（工作物の新築、改築又 は除去に伴って生じた物を除 く。）及び陶磁器くず*△▲、 がれき類△▲、鋳さい、 紙くず▲、繊維くず▲、 動植物性残さ</p> <p>【水銀使用製品産業廃棄物を含む】</p> <p>*は、自動車等破砕物を除く</p> <p>△は、石綿含有産業廃棄物を含む</p> <p>▲は、積替え、保管を含む。</p>	令和元年7月22日から	令和6年6月10日まで	第02310061180号

《特別管理 産業廃棄物・収集運搬業》

許可地区	事業の範囲	許 可 期 間		許可番号
愛知県	<ul style="list-style-type: none">・引火性廃油・腐食性廃酸・腐食性廃アルカリ・感染性産業廃棄物	平成 31 年 2 月 18 日から	平成 36 年 2 月 17 日まで	第 02350061180 号

≪産業廃棄物・処理業≫

許可地区	事業の範囲	許 可 期 間		許可番号
愛知県	<p>【減容固化】 廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)</p> <p>【圧縮】 廃プラスチック類*※、 紙くず、繊維くず、金属くず*</p> <p>【破碎】 廃プラスチック類*※、 木くず、紙くず、繊維くず、金属 くず*、ガラスくず・コンクリー トくず（工作物の新築、改築又は 除去に伴って生じた物を除く。） 及び陶磁器くず*※、がれき類※</p> <p>*は、自動車等破碎物を除く ※は、石綿含有産業廃棄物を除く</p>	令和3年2月17日から	令和8年2月16日まで	第02320061180号

《古物商》

許可委員会	取り扱う区分	許 可 年 月 日	許可番号
愛知県公安委員会	機械工具商 (テレビ、冷蔵庫、 エアコン、家電製品、 電動工具類などの買 取り)	平成 27 年 6 月 11 日	第 543931501100 号